# 令和5年第12回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き:令和5年11月28日(火)13:30~ ところ:まなびタウンとうはく 第1会議室

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名(新田委員、鍛川委員)
- 3 教育長あいさつ
- 4 各課報告
- 5 議 事

議案第52号 令和5年度補正予算要求(12月補正)について 議案第53号 琴浦町部活動在り方検討会設置要綱の制定について

6 報告事項 報告第7号 令和5年度補正予算要求(11月補正)について

7 協議事項

第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)パブリックコメントの実施について

- 8 その他
  - ・生徒指導報告について
  - ・淺口市教育委員会視察報告について
  - ・中学校制服検討委員会について
- 9 閉 会

次回定例会:令和5年12月 日() 13時30分~

# 琴浦町女性団体連絡協議会「教育長と語る会」資料

2023 年 11 月 10 日 教育長 河原裕司

# 1 学習内容・方法の変化等について

グローバル化や人工知能・A I などの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代。 子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社 会や人生を切り拓いていく力が求められます。学校での学びを通じ、子どもたちがそのよう な生きる力を育むために、学習指導要領が 2020 年度の小学校の改訂を皮切りに、昨年度の 高等学校を最後に、順次改訂が行われました。約 10 年ぶりの改訂です。

教育課程全体や各教科などの学びをとおして、「何ができるようになるのか」という観点から、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力など」「学びに向かう力、人間性など」の3つの柱からなる「資質・能力」を総合的にバランスよく育んでいくことをめざしています。

「知識及び技能」は、個別の事実的な知識のみでなく、習得した個別の知識を既存の知識と結びつけて深く理解し、社会の中で生きて働く知識となるものも含むものです。そして、その「知識及び技能」をどう使うかという、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力など」、学んだことを社会や人生に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」を含めた「資質・能力」の3つの柱を一体的に育成します。

このような「資質・能力」を育成するため、「どのように学ぶか」も重視され、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善が求められています。児童生徒が学んだ一つ一つの知識がつながり、「わかった」「おもしろい」と思える授業、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれる授業などを工夫して、児童生徒の資質・能力を育んでいきます。

# 「主体的な学び」

学ぶことに興味や関心を持ち、自分の進路や職業などの方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげるような学び「対話的な学び」

児童生徒同士が目標を共有し、力を合わせて活動したり、先生や地域の方との対話や 先人の優れた考え方を手がかりに考え、自分の考えを広げ深めるような学び

#### 「深い学び」

各教科等で、その教科等なりの「見方・考え方」を学ぶだけでなく、さまざまな教科等で学んだ見方・考え方を相互に関連付け、自分なりに問題を見いだし解答を導き出せるような学び

この改訂により、学ぶ内容にも変化が生じました。

まず、「言語能力の育成」に重点が置かれました。言語能力はすべての学習の基盤となる力です。国語だけでなく、他教科等でも、レポートの作成や議論などの言語活動を行い、教育課程全体を通じて言葉の力を育んでいます。

次に、小学校3・4年で「外国語活動」が、小学校5・6年で教科としての「外国語」が 導入されました。高等学校卒業までに外国語でコミュニケーションができるようになること をめざし、「聞く」「読む」「話す」「書く」の力を総合的に育んでいます。

3つ目に、小学校でプログラミング教育(※1)が必修化されました。コンピュータに意図した処理を行わせるための論理的な思考力「プログラミング的思考」などを育んでいます。また、中学校においてプログラミングに関する内容を充実するとともに、高等学校では「情報 I 」が新設され、すべての生徒がプログラミングのほか、ネットワークやデータベースの基礎などについて学習しています。

4つ目に、理数教育の充実が挙げられます。観察・実験などによる科学的に探究する学習活動や、データを分析して課題を解決するための統計教育を充実させています。

5つ目に、**小・中学校における「特別の教科 道徳」が新設**されました。さまざまな課題に「自分ならどうするか」と向き合い、自分とは異なる意見をもつ他者と議論する授業などをとおして道徳性を育んでいます。

そのほか、「伝統や文化に関する教育」などの充実も求められています。

※1 学校で実施されるプログラミング教育は、専門的なスキルを習得するための内容とは異なります。実践的なプログラミングだけを学習するわけではなく、パソコンを使用しないものもあります。そして、小学校・中学校によって、プログラミング教育の内容と目的は異なります。

小学校でおこなわれるプログラミング教育は、論理的に物事を考える「プログラミング的思考」、つまり「目標に向けて解決する手順を考えるための力」を培うことが目的とされています。

また、それと同時にコンピュータでの文字の入力方法のような基本的な ICT 機器の操作も学んでいます。

中学校では、技術・家庭科の授業の中でプログラミングが取り入れられています。 既に一部プログラミング学習が取り入れられていましたが、内容がより補強されました。

「計測・制御のプログラミング」として一部専門的なプログラミングも学びつつ、セキュリティ意識のような IT に関する知識を幅広く付けることが主な目的とされています。

# 2 1人1台タブレットについて

文部科学省は、GIGA スクール構想として、「1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する」ことを目的としています。

本町においても、各学校に wi-fi 環境等を整備するとともに、小学校低学年には Windows タブレットを、小学校中学年から中学校には Ipad を貸与しています。

タブレット端末を学習に活用することで、例えば、課題や目的に応じて、インターネットなどを利用して、記事や動画などのさまざまな情報を収集・整理・分析できるなど、効果的な調べ学習に取り組むことができます。従来の授業では、資料を教師が用意し、児童生徒は指示通りまとめるという学習でしたが、タブレット端末の導入により、情報を調べる、集める、分類整理する、発表する、共有する、という活動を児童生徒が主体的に行えるようになるなどメリットがあります。

また、本町では学習支援ソフト「ミライシード」を導入しています。一人一人がお互いの考えをリアルタイムで共有することができ、児童生徒同士や児童生徒と先生との意見交換がスムーズにできます。現在求められている「主体的・対話的で深い学び」を可能としています。自分の学びの進度に合わせたドリルパークでの学習も行うことができます。

さらに、デジタル教科書が入り、文字や絵・写真だけであった教科書から、動画や音声、さまざまな資料をとおして物事にせまることが可能となり、子どもたちの学びがより広がるとともに、教員にとっても資料準備の時間が軽減されるなど、業務改善につながっています。 今後、欠席連絡や学校からの文書配布等にもタブレット端末等の活用が期待されます。

# 3 コミュニティ・スクールについて

今年度よりすべての学校に、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなりました。

従前導入していた「学校評議員制度」は委員から学校運営に対して意見をいただいても、 それを生かすかどうかは校長の判断に委ねられていました。しかし、学校運営協議会制度は、 合議制であり、委員相互が「めざす子ども像」に向けて、互いに主体的に、協働していく組 織となります。学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画でき る仕組みであり、当事者として、子どもの教育に対する課題や目標を共有することで、学校 を支援する取組が充実するとともに、地域の活性化、家庭教育の充実等、かかわるすべての 人にさまざまな魅力が広がっていきます。

現在は、委員となっていただいた地域の方等と、時には児童生徒も交えながら、「めざす子ども像」に向けて熟議を重ねているところです。この熟議がとても大切で、「めざす子ども像」を共有し、それぞれの立場で子どもたちを育てていく主体者として、役割分担をし、協働して取り組んでいく第一歩となります。

各校年間4・5回の学校運営協議会を開催し、地域学校協働活動として、学校支援ボランティアが各教科等の学習支援を行っています。また、現在、**琴浦町教育委員会では、ふるさ** 

と教育を「琴浦Myスター」とネーミングし、学習環境を整えているところであり、地域をフィールドとした学習が地域の力をお借りしながら展開され、「めざす子ども像」に向けた、各校の特徴的な取り組みが行われていくものと期待しています。

# 4 高校受験について

令和5年度入試より、県立高校入試において、推薦入学者選抜が廃止され、特色入学者選 抜が開始されました。

特色入学者選抜とは、志願者の目的意識や主体性を、より重視する入試制度です。

- ①強い目的意識を持った生徒の受検機会を確保するため、各高校が、「目指す教育」に加えて「求める生徒像」を示し、中学生はこれらを判断材料として、志望校を決定することができます。そして、熱心に取り組んできたことや、志望校が示す「求める生徒像」に向けて努力したことを活かして、受検することができます。
- ②各高校が実施する検査や志望理由書等をとおして、「目的意識」「学びに向かう力」「思考力・判断力・表現力等」を総合的に評価します。
- ③各高校が、特色化・魅力化に一層取り組みます。そのために、それぞれの学科(コース)の特色ある学びや育成すべき生徒像など「目指す教育」を明確に示し、中学生にその魅力を発信します。

これまでの推薦入試では学校長の推薦が必要でしたが、高校の示す要件を満たし、高校が示す「求める生徒像」に向けて努力できる者であれば、中学生が主体的に出願校を選択し、受検できるようになりました。

募集人員は定員の50%以内、出願時に志望理由書(自己 PR 書)を提出し、面接又は口頭試問が全員に実施され、そのほか学力検査、作文、小論文、プレゼンテーションから1つ以上選択して検査が実施されます。

一般入学者選抜の英語の聞き取り検査の時間が10分から15分に延長されました。これまで「聞く力」のみを検査されていましたが、「聞く力・聞いて書く力」が求められるようになりました。英語で話す場面や状況を想定した質問に対して、自分の考えを英文で解答する問題が出題されます。

# 5 生涯学習について

地域の中で、自己有用感や自分の成長が感じられることが大切だと思います。居場所づくりや、学び、活動の選択肢、機会を増やし、地域とつながり、役割や関わりを持ち続けられる環境づくりが必要だと考えます。

そのために、町外で開催される学習機会の情報提供はもとより、公民館の事業、まなびタウンの講座、図書館のサービス、人権まなびの講座等を充実し、よりよい学びの環境づくりを推進していきたいと思います。

# 令和5年11月教育委員会定例会報告

教育総務課

- 1. 校区外・区域外就学の承認について(別紙1)
- 2. 令和5年度就学援助支給認定について(別紙2)
- 3. 中学校駅伝大会結果について (別紙3)
- 4. 主な学校関係行事等

12/1 台湾台中市立日南国民中学校来町

12/222 学期終業式1/93 学期始業式

# 校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

# 【校区外就学】

番号	学年	校区外 就学校	指定校	校区外 就学期間	住所	認定 要件	備考
1	小5	赤碕小学校	八橋小学校	令和5年12月1日~ 令和7年3月31日	琴浦町八橋	(4)	新規

# 〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号) (認定要件) 第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する
	場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等によ
後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり	り、指定校へ通学することが困難であり、当該事情
先所在地の指定校に就学を希望する場合	に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続がで
	きない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校
	への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更
への中学進学を希望する場合	となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持する
	ため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望
	する場合

# 就学援助の認定について

次のとおり、就学援助の認定について、琴浦町就学援助支給に関する要綱(令和5年教育委員会訓令第1号)第7条の規定により決定しました。

# 申請者一覧

番	学校名	学	新規	住所	認定の	Ē	需要額測定	
号		年	継続		根拠	収入額(A)	需要額(B)	A/B
1	聖郷小学校	6	新規	琴浦町美好	ク	_	_	_

# 〈参考〉琴浦町就学援助支給に関する要綱

# (対象者)

要仍	R護者(生活保護法第6条第2項)		
準弱	要保護(要保護者に準ずる程度に困窮していると認め	うれ	る者)
ア	生活保護法に基づく保護の停止又は廃止	イ	市町村民税の非課税
ウ	市町村民税の減免	エ	個人の事業税の減免
オ	固定資産税の減免	カ	国民年金の掛金の減免
+	保険料の減免又は徴収の猶予	ク	児童扶養手当の支給
ケ	生活福祉資金貸付等による貸付	2000000000	
コ	その属する世帯の収入額が教育委員会が別に定める	忍定	基準額に満たない者
サ 者 <sup>つ</sup>	当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しく ご、支給の必要があると教育委員会が認めた者	は家	庭事情の変動等により所得が著しく減った

# 中学校駅伝大会結果について

教育総務課

1 中部地区予選会(10月12日 湯梨浜町東郷運動公園)

男子1位:赤碕中学校6位:東伯中学校女子1位:赤碕中学校4位:東伯中学校

**2 鳥取県中学校駅伝大会** (10 月 24 日 ヤマタスポーツパーク)

男子1位:赤碕中学校15位:東伯中学校女子2位:赤碕中学校24位:東伯中学校

2 **全国中学校駅伝大会**(予定) 開会式

> 12月16日(土)15時 滋賀県野洲市総合体育館 競技

> > 12月17日(日) 男子の部 12:15 スタート 滋賀県希望が丘文化公園



# 令和5年11月教育委員会定例会報告

社会教育課

1. ガイナーレ鳥取 琴浦町ホームタウンデーについて(別紙ちらしあり)

日時:12月2日(土)午後2時キックオフ

会場:Axis(アクシス)バードスタジアム

対戦相手:鹿児島ユナイテッドFC

チケット: まち割チケット 大人 1,000円

学生は「ハッピーメモリーズパス」登録で無料

応援バス運行: 先着 40 名 (無料)

10:30 総合体育館駐車場出発

申し込み:11月30日(木)までに総合体育館へ

2. 中部ハイスクールフォーラムの開催について

日時:12月3日(日)

会場:大栄農村環境改善センター

内容:中部地区の高校生が、地域課題の解決など主体的な取組を通じて学ん

だ成果又は地域と高校生の連携事業案等を発表、意見交換します。

※高校選択の情報として、中学生ヘチラシ配布をしています。

# 2023

# ガイナーレ鳥取琴浦町ホ-ムタウンテ"ィ

# スタジアムで応援しよう

□ □ : 12月2日(土) 午後2:00 キックオフ

会場: Axis(アクシス)バードスタジアム (鳥取市蔵田423)

対 戦 : ガイナーレ鳥取 VS 鹿児島ユナイテッド FC

◆無料応援バスツアー 40 名(1台) 発 10:30 総合体育館駐車場申込 11月30日午前までに総合体育館まで

# チケット特別優待価格

- ◆「まち割チケット」1,000 円 (大人) バックスタンド自由席 (前売 1,800 円、当日 2,100 円) 試合当日、会場の「当日券売場」にて、住所やお勤め先が証明できるもの (免許証や保険証等) をご提示ください。
- ◆「ハッピーメモリーズパス」学生観戦無料!(ガイナーレの全ホームゲーム) パスの受け取りには事前登録(11/24まで)が必要です。携帯電話、スマートフォンからお申込 みください。鳥取県在住の小学生、中学生、高校生、大学生、専門学生の皆様が対象です。

検索 ガイナーレ鳥取

# 2023 ガイナーレ鳥取琴浦町ホ-ムタウンテ"ィ 応援バス 申し込み

氏 名	住所	電話番号

申 込 : 総合体育館 電話 (0858) 52 - 2047 FAX (0858) 52 - 2037

月曜~金曜 8:30~17:00 (火曜休館日を除く)



高校生の力で中部地区を元気にしよう! 地域と高校生のコラボレーション

# イスク

2023.12.3

13:30 - 16:30 mmmmm

北栄町大栄農村環境改善センタ

〒689-2221 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423-1(北栄町役場大栄庁舎隣)

2022年のフォーラム後、 地域との取り組み実現!



倉吉農業高校

「災害用かまどベンチの設置」

倉吉市灘手地区の小学生と 災害用かまどベンチを一緒 につくり、旧灘手小学校グラ ウンドに設置されました 今後、災害時や地域の防災 活動に活用されます。

倉吉総合産業高校

「くらそうサロンの開催」

普段は倉吉市のコミュニティ センターで実施している「くら そうサロン」が三朝町で開催 されました。昨年度のフォーラ ムをきっかけに三朝町の生涯 学習教室と繋がりました。



# 開催內容

展示発表

琴の浦高等特別支援学校

「地域とつながる学校をめざして」

13:30~ プレゼンテーション

倉吉東高等学校

高校生が創る 中部の未来

倉吉西高等学校

空き家を活用することで地域おこしを することはできるのか?

倉吉農業高等学校

未発掘資源「剪定枝」が"二十世紀梨"を救う 〜梨葉から広がる葉っぱビジネス〜

倉吉総合産業高等学校

ものづくりを通した地域交流 ~上北条コミュニティーセンターとの交流~

鳥取中央育英高等学校 地域に入る

倉吉北高等学校

逆転の発想で世代をつなぐ~倉北サッカー部~

湯梨浜学園高等学校

小中学生のための居場所づくり ~鳥取県中部で繋がり合うコミュニティの輪~

電話: 0858-52-1161

15:35~ 分散会 \*興味を持った高校の取り組みにについて質問もできます。

鳥取看護大学看護学部 教授 土居裕美子氏 北栄町 高校魅力化専門員 横山尚登 氏

鳥取県青少年育成アドバイザー協議会 事務局長 新勝彦氏

16:20~ 鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹 氏

鳥取県社会教育協議会 東伯郡社会教育協議会 中部地区各市町教育委員会

# 令和5年11月教育委員会定例会報告

人権 • 同和教育課

# ○ とっとり安心ファミリーシップ制度について(県の制度)

・鳥取県人権尊重の社会づくり条例に基づいて定めた「鳥取県人権施策基本 方針」の分野別施策の推進に「性的マイノリティの人権」を掲げ、教育・啓 発の推進、相談体制の充実等を進めるとともに、パートナーシップ制度とい う形によることなく事実婚と同様に県の行政サービスを提供してきた。

この取扱いを更に発展させるため、「多様な性を認め合う社会づくり研究会」を開催し、検討を進めてきましたが、このたび、当事者・有識者の意見をもとに「とっとり安心ファミリーシップ制度」を導入することとなった。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティ※のカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、**県がその届出を受理したことを証明する制度**である。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務が発生するものではないため、法律上の効果はないが、二人やその家族の意思を尊重するとともに、 県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、誰もが安心して自分らしく暮らせる 社会の実現を目指すものである。

詳細については、別紙チラシのとおり。

琴浦町は、県の「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携し、来年 度内を目標に行政サービスを行う計画である。

# とっとり安心 ファミリーシップ制度

令和5年10月1日開始

11: 18 W AT

県民一人ひとりが性の多様性を尊重し、みんなが安心して自分らしく暮らせる社会を実現するため、「とっとり安心ファミリーシップ制度」を設けました。

# とっとり安心ファミリーシップ制度とは

お互いを人生のパートナーとして認め合う性的マイノリティ※のカップルが相互に協力し合う関係またはその子や親と一緒に家族として協力し合う関係にある旨を届け出て、県がその届出を受理したことを証明する制度です。市町村等と連携しながらサービス提供を行います。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではないため、法律上の効果はありませんが、お二人やそのご家族の意思を尊重するとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指していきます。

- ■パートナー関係にあるお二人からの届出を県が受理したことを証明します。 親や子も一緒に届け出ることができます。
- ■郵送や電子申請での届出も可能です。
- ※ 性的マイノリティとは、性的指向(恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向)が 異性に限らない方、性自認(自己の属する性別についての認識)が戸籍上の性と一致しない方、 自身の性を認識していない方等をいいます。
  - ◆性のあり方は多様であり、一人ひとりの人権に関わる大切なものです◆

届出書類の入手・利用できるサービスなど詳しくはとりネット(県HP)をご覧ください。→

The State of the S

# 【この制度の利用をお考えの皆様へ】

# 届出をすることができるカップル

次のいずれにも該当する性的マイノリティのカップルが対象です。

- | 双方が民法に規定する成年に達していること。(18歳以上)
- 2 双方に配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。) がいないこと。
- 3 双方がともに届出をしようとする相手以外との届出をしていないこと。
- 4 相手方が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。)でないこと。ただし、 養子縁組によって近親者となった方は除きます。
- 5 双方もしくはいずれか一方が県内に住所を有し、または県内への転入を予定していること。

# 届出の方法

● 電子申請、郵送又は持参にて受け付けています。

# <必要書類>

- 口とっとり安心ファミリーシップ届出書(とりネット(県HP)から入手してください) 口住民票の写し
- □本人確認書類(運転免許証等) □婚姻をしていないことを証明する書類(戸籍抄本等)
- 口届出者の顔写真(3か月以内に撮影したもの)持参される場合は不要です。
- ※子や親を含む届出の場合や、通称名を利用する場合は、さらに書類が必要となります。 詳しくはとりネット(県HP)をご確認ください。

申請はこちらから→

● 届出を受理したのち、届出受理証明書を(希望者には携帯用カードも併せて)交付します。

# 利用できる・しやすくなる行政サービス

届出受理証明書(携帯用カード含む)の提示等により、行政サービスが利用しやすくなります。県と連携した市町村においても、ホームページに掲載されたサービスを利用することができます。詳しくはとりネット(県HP)をご覧ください。

# 【届出受理証明書(携帯用カード含む)の提示を受けた皆様へ】

本人の意に反して、他人にその利用に係る情報を流すことは、アウティング(暴露)になりますので、この取組の趣旨を十分にご理解いただき、適切な対応についてご配慮いただきますようお願いします。

# 【相談窓口】

# 鳥取県LGBTQ寄り添い電話相談窓口

性自認や性的指向についてお悩みの方や、ご家族、ご友人からの相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。

電話 0|20-65-|0|0 相談日 毎月第|·3水曜日 |8:00~20:00 第2·4土曜日 |5:00~|7:00

# 「とっとり安心ファミリーシップ制度」と連携した利用できる・利用しやすくなる行政サービス

自治体名 倉吉市 令和5年10月1日時点

# (注意事項)

- ・各サービス等を利用するためには届出受理証明書又は携帯用カードの提示等のほか、各行政サービスの利用要件を満たす必要があります。
- ・一部のサービス利用においては、届出受理証明書又は携帯用カードの提示が不要な場合があります。

No.	行政サービス等の内容	証明書の提示方法等	担当課(電話番号)	留意事項等
I	市営住宅の入居申請ができる。	①受理証明書(携帯 カードを含む。)を提 示	建築住宅課 0858-22-8140	
2	住民票同一世帯のパートナーは、住 民票の写しの請求が同一世帯員とで きる。また、続柄を「妻(未届)」「夫(未 届)」とできる。	②写しを提出	市民課   0858-22-8155 	
3	埋火葬の許可申請ができる	③不要	市民課 0858-22-8155	
4	国民健康保険制度の各種手続きがで きる。	③不要	保険年金課 0858-22-8124	・住民票同一世帯のパートナーは、委任状の省略可。ただし、 相続に関するものを除く。
5	後期高齢者医療制度の各種手続きが できる。	③不要	保険年金課 0858-22-8124	・住民票同一世帯のパートナーは、委任状の省略可。ただし、 相続に関するものを除く。
6	移住定住者住宅取得支援補助金を受 給することができる。	③不要	しごと定住促進課 0858-27-0501	
7	生活保護の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯 カードを含む。)を提 示	福祉課 0858-22-8199	
8	生活困窮者自立支援事業の申請をす ることができる。	①受理証明書(携帯 カードを含む。)を提 示	福祉課 0858-22-8118	
9	故人についての情報に関し、保有個 人情報の開示請求が利用できる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	総務課 0858-22-8112	
10	身体障がい者などに対する軽自動車 税の減免の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯カードを含む。)を提示	税務課 0858-22-8115	障がい者の日常生活のために同一生計にある者が自動車を 運転すること等の要件を満たすことが必要です。
11	日常生活用具給付の申請をすること ができる。	①受理証明書(携帯 カードを含む。)を提示	福祉課 0858-22-8118	
12	障がい児・者住宅改良助成の補助金の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯 カードを含む。)を提示	福祉課 0858-22-8118	
13	日常生活支援(家族介護用品支給など)の申請をすることができる。	①受理証明書(携帯 カードを含む。)を提示	長寿社会課 0858-22-7851	
14	緊急通報装置の支給申請をすること ができる。	③不要	長寿社会課 0858-22-7851	
15	要介護認定の申請をすることができ る。	③不要	長寿社会課 0858-22-7851	
16	介護保険負担限度額認定等の申請を することができる。		長寿社会課 0858-22-7851	
17	高齢者等住宅改修費補助の申請をす ることができる。	③不要	長寿社会課 0858-22-7851	

議案第52号

令和5年度補正予算要求(12月補正)について

令和5年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和5年11月28日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

#### 5 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計 245 事業名 教育委員会事務局費 事業区分 事業番号 □新規 ■継続 担当課 教育総務課 担当係 9 教育費 項 1 教育総務費 事務局費 予算区分 款 目 まちづくり ②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり ①子どもの成長に寄り添い、まちの特色を活かした教育の推進 ビジョン 重点項目 —

# 2 補正後の事業費等

		今回			財源内訳			
項目	補正前	補正額	国庫 支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	備考
9号補正 12月定例	26, 613	2, 000					2, 000	
補正後		28, 613	0	237		4, 000	24, 376	

# 事業の概要

補正の概要 | 浦安小学校3年生(35人)について、鳥取県基準によりそれぞれ2学級とする。@2,000千円

									(単·	位:千円)
	細事業等				内容				補正額	財源内訳
				通常学級児童 2 学級となっ		ぎある	ため、鳥			
		▼学級編成	の基準と負	負担経費						
	少人数学級の実					中学校		2 000	₩₩	
補正の内容	現		1年 2年	3年 4年	5年 6年	1年	2年 3年		2, 000	単町
		国基準	国基準 35			40				
		県基準 30			35	33 35				
		町負担	ı	200万円	7/学級	ı	200万円/学級			
	合計								2, 000	

# 5 年度 事業説明書

1	基本情	報		•					-				一般会計
事	業番号	256、277	事業名	小学校管理	費・中学校管理費				事業区	事業区分		見	■継続
扌	担当課	教育総務課	ļ		担当係	総務	系						
予	算区分	款	9 教育	育費	項	2. 3	小学校費	・中学	交費	目	1	学校管理費	
ま	ちづくり	②子どもも大	人も「我が	まち」を誇れる	教育・文化の	まちづく	り ②子	どもた	ちが安	心して遊	び、学	べる環境づ	くり
Ł	ごジョン	重点項目	ふるさと	への愛着を深	Rめる、地域	刻に根	差した体験	食と学ひ	がの展開				

#### 2 補正後の事業費等

		今回			財源内訳			
項目	補正前	補正額	国庫 支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	備考
9号補正 12月定例	136, 004	12, 179					12, 179	
補正後		148, 183	15, 326		5, 088	71, 000	56, 769	

# 事業の概要

補正の概要小中学校の維持管理のための修繕費及び東伯中学校をバリアフリー化に対応させる整備を行うもの。

(単位・千円)

			(里	位:十円)
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
補正の内容	小中学校緊急対 応用修繕費	小中学校の緊急対応用の修繕に充てるための費用 小学校 300千円 中学校 129千円	429	単町
補正の内谷	バリアフリー化 対応整備	【備品購入費】車椅子利用に対応可能な学習机購入費 90千円 【工事請負費】体育館横ミーティングルームスロープ改修 バリアフリートイレ自動扉化、手洗い設置 11,660 千円	11, 750	単町
	合計		12, 179	

#### \_\_\_\_\_年度 事業説明書 5

1 基本情				p.			_				一般会計
事業番号	263~265 382·383	事業名	一般教育振	興費(各学	校配分	<b>〉)、通級指導教室</b>	事業区分		口新規	涀	■継続
担当課	教育総務課			担当係							
予算区分	款	9 教育	費	項	2. 3	小学校費・中学権	交費	目	2	教育振興費	
まちづくり	②子どもも大	人も「我がる	ち」を誇れる	教育・文化の a	<b>まちづく</b>	くり ①子どもの原	<b>支長に寄り</b> 液	添い、す	きちの特	寺色を活かし#	こ教育の推進
ビジョン	重点項目	ふるさと	への愛着を沒	そめる. 地垣	北に根	差した体験と学び	の展開				

# 2 補正後の事業費等

項目		今回 補正額			財源内訳			
	補正前		国庫 支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	備考
9号補正 12月定例	24, 651	500			500		0	寄附金
補正後	甫正後 25, 151			4, 346		20, 805		

# 事業の概要

<u>り 争え</u>	マンス	灰安										
補正の概	要	町内事業所等から小学校の図書購入を目的とした寄附の申し出を受けたため、目的に沿った整備を行うもの。										
					(単	位:千円)						
	細事業等			内容	補正額	財源内訳						
補正の内	容		図書購入費	町内各小学校に図書を整備する。 @100千円×5校	500	寄附金						
				合計	500							

# 5 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	679	事業名	浦安地区公	民館事業			事業区分		口新規		■継続
担当課	社会教育課	1		担当係	生涯	学習係					
予算区分	款	9 教育:	費	項	4	社会教育費		目	2	公民館費	
まちづくり	②子どもも大人も「我がまち」を誇れる教育・文化のまちづくり ⑤大人に対する学びの環境づくり										
ビジョン	重点項目	ふるさとへ	の愛着を深	める、地域	がに根:	差した体験と学び	がの展開				

# 2 補正後の事業費等

			今回			財源内訳			
項目	補正前	補正額	国庫 支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	備考	
	9号補正 12月定例	8, 744	1, 349					1, 349	
	補正後	10, 093				3, 412		6, 681	

# 3 事業の概要

補正の概要	旧浦安地区公民館について、	今後予定している除却にあたり、	産業廃棄物処分を行う経費を計上するもの。

				位:千円)
補正の内容	廃棄物処分委託 料	内容 旧浦安地区公民館における産業廃棄物を処分するもの。・他の公共施設や琴浦町民への提供機会は設定済み。	補正額	財源 <b>内訳</b> 単町
		合計	1, 349	
これまでの 取組状況や 改善点等				

#### 5 年度 事業説明書

基本情報

ビジョン

一般会計 817 事業名 カウベルホール管理 事業区分 □新規 事業番号 ■継続 担当課 社会教育課 担当係 学芸文化係 2 総務費 総務管理費 目 5 財務管理費 予算区分 款 項 1 まちづくり ⑤安心・安全な暮らしを守る持続可能なまちづくり ⑤公共施設の集約・複合化による質の高い町民サービスの提供

#### 2 補正後の事業費等

重点項目

		今回			財源内訳				
項目	補正前	補正額	国庫 支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	備考	
9号補正 12月定例	1, 883	135			135		0	JA琴浦サテライトセンター上下水道負担金	
補正後	埔正後 2,018				135		1, 883		

#### 事業の概要

補正の概要	JA琴浦サテライトセンターの上下水道代にかかる支払い方法を変更したことに伴い、JA分の支出額を増額し、同額をJAからの負担金として受け入れるもの。
11112	額をJAからの負担金として受け入れるもの。

(単位:千円)

			<u> </u>
細事業等	内容	補正額	財源内訳
光熱水費	J A上水道代(上乗せ分) 9,000円×7月 (9月使用分~)	63	負担金
使用料	JA下水道使用料(上乗せ分) 9,000円×8月 (8月使用分~)	72	負担金
	135		

#### 補正の内容

カウベルホールの上下水道代は、令和5年9月請求分までは、町とJA琴浦サテライトセンターがそれぞれ別々の請求にもとづき支払っていたが、これまでの方法では、課税事業者であるJA琴浦サテライト センターへ適格請求書(インボイス)の発行ができない。

(本来一つの施設(メーター)に対し一つの請求(契約)が原則のところ、二つの支払いに分けて宛 先を別にすることや消費税等の記載がシステム上できない)

そのため、10月請求分から町が全額立替払いをした上で、JA琴浦サテライトセンター分を負担金とし てJAに請求する方法に変更したことによるもの。

なお、上水道と下水道で予算計上月数が異なるのは、両者で請求月と利用月で一月の差があるため。 上水道10月請求分は9月使用分、下水道10月請求分は8月使用分となる。

#### これまでの 取組状況や 改善点等

令和 5 年度 事業説明書

4 MORUMENE 11 RANHORA ALCO

1 基本情報 一般会計

事業番号	325	事業名 生涯学習も	費	事業	業区分	□新規	■継続			
担当課	社会教育課	<b>T</b>	担当係							
予算区分	款	9 教育費	項	4	社会教育費	目	5	生涯学習センター運営費		
まちづくり										
ビジョン	重点項目	ふるさとへの愛着を深	Rめる、地域	ぱに根	差した体験と学びの風	展開				

2 補正後の事業費等

		스티			財源内訳			
項目	補正前	今回 補正額	国庫 支出金	県支出金	その他	町債	一般財源	備考
9号補正 12月定例	54, 961	610					610	
補正後	55, 571				2, 822	16, 500	36, 249	

2 車業の	\ <del>\</del>			
3 事業の補正の概要		房設備の使用が増えたことにより、燃料費が不足する見込みのため		
			(単	位:千円)
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
補正の内容	燃料費	○灯油代 610千円 この夏の度重なる猛暑により冷房機器の使用が増えたため燃料使用 が増加したことと、燃料である灯油代の値上げにより燃料費を増額す るもの	610	単町
		合計	610	
これまでの 取組状況や 改善点等				

議案第53号

琴浦町部活動在り方検討会設置要綱の制定について

別紙のとおり、琴浦町部活動在り方検討階設置要綱を制定することについて、琴浦町 教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成16年9月1日教育委員会規則第7号) 第2条第1項第4号の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和5年11月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

琴浦町部活動在り方検討会設置要綱

(設置)

第1条 スポーツ庁における運動部活動の地域移行に関する検討会議及び文化庁における文化部活動の地域移行に関する検討会議の提言等を踏まえ、中学校における部活動の在り方について調査、検討し、生徒にとって望ましい部活動の環境と教職員の働き方を考慮した部活動を実現するため、琴浦町部活動在り方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 検討会は、部活動の在り方について次に掲げる事項を検討し、その結果 を教育委員会に報告する。
  - (1) 部活動の現状及び課題を調査研究し、その持続可能な仕組みづくりの検討に関すること。
  - (2) 部活動の地域連携に関すること。
  - (3) 部活動の地域移行に係る研究及び検討に関すること。
  - (4) 生徒及び教職員、保護者、各種団体等への調査に関すること。
  - (5) 教職員の部活動指導の負担軽減に関すること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、持続可能な部活動の推進に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 検討会は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する 15 人 以内をもって組織する。
  - (1) 学識経験者
  - (2) 小中学校の代表者
  - (3) 小中学生の保護者
  - (4) 中学校部活動担当教諭
  - (5) 部活動指導員又は外部指導員
  - (6) スポーツ少年団の代表者

- (7) スポーツ協会の代表者
- (8) スポーツ推進委員
- (9) その他教育長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、段階的な部活動の地域移行を検討する国の改革推進期間 である令和7年度末とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任 者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 検討会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報償費)

第6条 委員には、予算の定めるところにより、報償費を支給する。

(会議)

- 第7条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議 長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の 決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めること ができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員 長が別に定める。 附則

(施行期日)

1 この訓令は、令和5年11月28日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定にかか わらず、教育委員会が招集する。

# 報告第7号

令和5年度補正予算要求(11月補正)について

令和5年度教育費補正予算を要求することについて、琴浦町教育委員会教育 長に対する事務委任規則第3条の規定により11月28日付けで臨時に代理し たので、報告します。

令和5年11月28日 提出

琴浦町教育委員会教育長 河 原 裕 司

《参考条文》

○琴浦町教育委員会教育長に対する事務委任規則

# (臨時代理)

- 第3条 教育長は、前条第1項各号に掲げる事務について<u>緊急に処理する必要があると</u> 認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき又は教育委員会の会議 が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。
- 2 教育長は、前項の規定により前条第1項各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、 次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

# 第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)【概要】

**目的** 子どもが「本と出合い、読書を楽しむ」きっかけをつくるとともに、すべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において、自ら進んで読書活動を行うことができる環境の整備を推進すること

期間 令和6(2024)年度から5年間

対象 おおむね18歳以下のすべての子ども 子どもに関わる家庭・地域・学校などの 町民及び諸団体

# これまでの経過

- ●…国 ○…琴浦町
- ●平成 13 年 12 月「子どもの読書活動の推進に関する法律」制定
- ○平成23年3月「琴浦町子ども読書活動推進計画」策定
- ○平成29年3月「第2次琴浦町子ども読書活動推進計画」策定

# 主な課題

○学年が上がるほど、読書が「好き」「どちらかというと好き」と回答した児童生徒が減少

不読率(1ヶ月に1冊も本を読まない割合)が増加

学校以外で平日1日に10分以上読書をする割合が減少

(出典:子どもの読書活動に関するアンケート/琴浦町教育委員会)

# 4つの基本方針と取組の方向性

# 1. 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

# ○家庭における子どもの読書活動の推進

- ・ブックスタート事業、フォローアップ事業の継続実施
- ・絵本から読みものへの移行支援【新】

# 〇地域における子どもの読書活動の推進

- ・多様な分野の本の資料充実
- ・施設見学、職場体験等図書館を知り関心を高める取組
- ・中高生の意見を取り入れた棚づくり【新】

# 〇こども園・保育園における読書活動の推進

- ・保育活動の中に読み聞かせを取り入れ、絵本の楽しさ の共有
- ・家庭での読み聞かせの推進

# ○学校・学校図書館における子どもの読書活動の推進

- ・読書の幅を広げ、質を高める取組の充実
- ・図書委員などによる児童生徒の自主的な読書活動啓発 の推進

#### ○特別な支援が必要な子どもへの読書活動の推進【新】

- ・すべての子どもが読書に親しめる多様な資料の収集
- ・関係機関や団体と連携し、支援体制の整備
- ・読書バリアフリーに関する研修の実施

# 4. 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

- ・効果的な広報の実施
- ・あらゆる機会を捉えた読書活動推進の啓発
- ・電子メディアとの適正なつきあい方について啓発【新】

# 2. 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

# ○図書館の整備・充実

- ・発達段階に応じた良質な図書の選択、収集、提供
- ・多様な言語や文化に触れられる機会の提供【新】
- ・学習コーナーなどの整備充実による居場所づくり

# 〇こども園・保育園の整備・充実

- ・楽しんで本にふれる環境づくり
- ・図書館と連携した読書活動に関する研修の実施【新】

# ○学校図書館の整備・充実

- ・掲示などの環境整備や特集コーナーの継続実施
- ・子どもたちにとって居心地のよい学校図書館づくり
- ・読書のバリアフリーに配慮した資料の提供【新】
- ・図書館と学校図書館の情報共有、連携の継続
- ・ICT を活用した取組をサポートできるよう、職員研修の実施【新】

# 3. 子どもの読書活動を支える人の育成

# 〇職員の育成

- ・職員の資質向上
- ・研修へ参加しやすい環境の整備

# 〇読書ボランティアへの支援

- 読書ボランティアのネットワークづくり
- ・読書活動に関する講座や研修の実施
- ・新たな人材の発掘

# 第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)への意見募集について

琴浦町では平成23年3月に「琴浦町子ども読書活動推進計画」を策定し、平成29年3月には項目 ごとに考察を図り、「現状と課題」「施策の方向」として見直しを行いました。

このたびは、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化している中でも、自ら進んで読書活動を行うことができるよう、読書の機会の充実や読書環境の整備、推進を図っていくために、第3次計画を策定いたします。

つきましては、この計画案に対する町民のみなさまからの意見を募集します。

# ○第3次琴浦町子ども読書活動推進計画(案)の閲覧方法

- ・町ホームページ http://www.town.kotoura.tottori.jp/
- ・図書館ホームページ https://www.town.kotoura.tottori.jp/lib-manabi/
- ・まなびタウンとうはく、総務課(本庁舎)、分庁総合窓口係(分庁舎)

# ○応募資格

- ・町内に住所を有する方
- ・町内に事業所又は事務所を有している方
- ・町内に通勤又は通学している方
- ・本町に対して納税義務を有する方

# ○提出方法

意見応募用紙に氏名、住所(住所が町外の場合は通勤又は通学先)、電話番号、意見を明記し、郵便、ファクシミリ、電子メールで、直接持参(社会教育課または琴浦町図書館本館へ)して下さい。電話や口頭での受付はいたしませんのでご了承ください。

# 応募期間 令和5年12月6日(水)~12月26日(火)

- ※郵送の場合は令和5年 12 月 26 日(火)必着とします。
- ※いただいた意見は個人情報を除き、町のホームページにて公開します。個別対応いたしません。

# ○提出・問い合わせ先

#### 琴浦町図書館本館

〒689-2303 東伯郡琴浦町大字徳万 266-5

電話(0858)52-1115

ファクシミリ(0858)52-1155

メールアドレス lib-manabi@town.kotoura.tottori.jp

教育総務課

小中接続のあり方や9年間を見通したカリキュラムの作成等、本町が課題としている事柄について検討を進めるために、岡山県浅口市教育委員会を訪問し、教育長及び学校教育課長より取り組みについての説明を受けた。その概要について報告する。

#### 1 視察期日及び視察先

令和5年10月27日(金)岡山県浅口市教育委員会

(住所:岡山県浅口市鴨方町鴨方 2244-2 浅口市立中央公民館内)

### 2 参加者

教育委員会:河原教育長、森田教育委員、新田教育委員

教育総務課:桑本課長、岸田参事、前田主事

### 3 視察先の概要

市内の3中学校区で小中一貫教育を実施している。平成25年度より「小中連携教育」、平成30年度より「小中一貫教育」、そして、令和5年度より「小中一貫教育校を指定」し、小学校と中学校の学びの育ちを、義務教育9年間の連続性の下でとらえ直し、計画的、系統的な教育課程を編成している。また、現在、令和7年度から寄島中学校区内に義務教育学校を開校すべく、準備を進めているところである。

# 4 視察内容

- (1) 浅口市の概要について
  - ・岡山県南西部に位置する人口約3万3千人の市。平成18年3月に、金光町、鴨方町、寄島町の3町が 合併して誕生。面積66.46 km。
  - ・公立幼稚園3園・保育園1園・こども園2園、小学校7校、中学校3校を有する。
- (2) 小中一貫教育の推進について
  - ・令和5年度より3つの中学校区で小中一貫教育校として指定。
    - ・「一貫教育 金光学舎」

※児童生徒数は 2022 年度

金光竹小(児童数 41 名)、金光小(児童数 377 名)、金光吉備小(児童数 153 名) 金光中(生徒数 253 名)

・「あい・かもがた学園 |

鴨方東小(児童数 324 名)、鴨方西小(児童数 116 名)、六条院小(児童数 320 名) 鴨方中(生徒数 420 名)

・「寄島学園 |

寄島小 (児童数 143 名)、寄島中 (生徒数 72 名)

- ・つながりのある小・中学校が一貫した教育の充実を目指して子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を行っている。小・中学校での連携・協働を一層推進するため、今年度、小中一貫教育校として指定。それぞれで重点取組を考えて実践したり、交流活動や連携活動をより活発化させている。
- ・地域学を中心とした教科カリキュラムを作成し、9年間の系統的な学びを行っている。 一貫教育 金光学舎「こんこう学」、あい・かもがた学園「あい・かもがた学」、 寄島学園「よりしま学」
- ・浅口市教育委員会では「キラリと光る未来プロジェクト」とネーミングし、「自他との関わり合いの中で生きる力を育む」ことを目標に、PDCAサイクルを回しながら教育活動を行っている。その柱となるのが、「園小連携・小中一貫教育の推進」及び「コミュニティ・スクールの推進」の2つである。
- (3) コミュニティ・スクールの推進について
  - ・鴨方中学校区は各学校に、金光及び寄島中学校区は各校合同で学校運営協議会を設置している。

- ・浅口市コミュニティ・スクールの特徴として、「目標・ビジョンを共有した協働活動」「当事者意識・役割分担の明確化」「持続可能な地域連携体制の構築」の3つが挙げられる。
- ・「熟議」を大切にし、めざす子ども像、学校・家庭・地域の課題、目指す子ども像及び課題解決に向けた取り組み等の役割分担などについて、いろいろな立場の方が入って議論をする。「熟議」を重ねることで、目標が共有され、一人一人の子どもを育てる当事者としての意識が高まっていく。

#### (熟議の効果)

- \*子どもから高齢者までフラットな関係で同じ目線で考え、新たな気づきが生まれる。
- \*全教職員が参加することで、学校運営協議会は管理職だけが関わるものではないという教職員の参画意識の向上、また参加者全員の当事者意識の向上
- \*教職員と、地域や保護者との人間関係の構築
- \*児童生徒にとって、様々な立場の大人と語る経験により、自分たちのことを自分たちで考える市民性の醸成と、地域への大人への感謝
- ・学校運営協議会と地域学校協働本部が連携・協働しながら活動を推進している。
- ・中学校区において、セカンドスクール、地域全体での防災学習、学習支援のための寺子屋等の活動が行 われている。
- ・各学校においても地域をフィールドにした、ふるさと学習が展開されている。
- ・これからの時代は「MADE IN」ではなく「MADE WITH」であり、学校だけで課題解決をしようとするのではなく、地域と一緒に取り組むことで、子ども・学校・地域の幸せにつながると考え、取り組んでいる。

#### (4) 寄島地区における義務教育学校開校に向けて

#### (令和元年度)

- ・よりしま魅力化推進協議会(学校運営協議会)が設置される。
- ・新しい学校のかたちである義務教育学校について研究を始める。
  - ※地域を活性化しないといけないという気運が高いよくしていきたいという地域の思いが今後、児童生徒数等が減少していくことを情報提供。子どもたちにとって、どのようなかたちが一番いいのか検討していただくよう投げかけ。
- ・学校運営協議会委員等が視察を行う →土佐山学舎(高知市)、府中学園(府中市)

#### (令和3年度)

・学校運営協議会委員等が視察を行う →五つ星学園(総社市)、旭学園(美咲町)

#### (令和4年度)

- ・よりしま魅力化推進協議会にて、寄島地区の今後の教育の方向性について意見交換。(11月)
- ・学校運営協議会委員等が視察を行う →山南学園 (岡山市) (12月)
- ・よりしま魅力化推進協議会内の「寄島地区の教育を考える会」から市長と教育長に対し、「義務教育学 校の設置に関する要望書」が提出される。
- ・総合教育会議にて、「寄島小学校を改修して施設一体型の義務教育学校を設置する方向で早急に検討する」と合意。

### (令和5年度)

- ・総合教育会議にて、令和7年4月開校の方向で合意。
- ・寄島を除く地区は、児童生徒数を多く、今後も小中一貫教育を継続していくとのことであった。

#### 5 所感

寄島地区では、地域住民や学校運営協議会委員等を巻き込みながら視察等を行い、地域から「義務教育学校開校」という声が上がって開校に向かっている。また、山南学園もそうであったが、いかに地域住民の気運を高めていくのかがポイントであると感じた。

道を挟んで小学校と中学校が隣接しているという立地条件も、校種間の好連携に影響していると感じた。各校が離れている琴浦町において、例えば各中学校区での連携をより推進していくための突破口は、学校運営協議会、ふるさとキャリア教育ではないかと考える。